

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年5月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 十日町シルクモール  
所在地 十日町市大字山本字谷内836番地外  
設置者 株式会社関芳
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 十日町市山本873番地  
(変更後) 十日町市山本町五丁目873番地1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) 株式会社原信ほか12者  
(変更後) 株式会社原信ほか5者
- 3 変更年月日
  - ・ 2 (1)に関する事項  
平成24年12月3日
  - ・ 2 (2)に関する事項  
平成25年3月29日
- 4 変更の理由
  - ・ 2 (1)に関する事項  
十日町市による当該地区の住所表示の変更が行われたため。
  - ・ 2 (2)に関する事項  
契約満了による退店と新たなテナント出店者誘致による入れ替えのため。
- 5 届出年月日  
平成25年4月30日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年5月14日から平成25年9月14日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp